

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により岐阜県知事から
監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の
内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 29 日

岐阜県監査委員	伊 藤 英 生
岐阜県監査委員	藤 本 恵 司
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和7年度随時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A－B－C
県及び一般社団法人岐阜県観光連盟における詳細不明の返還金等に係る会計処理等の実態及び内部統制の機能状況等について	7	1	2	4

※「今回措置を講じたもの」については、令和8年9月7日に知事から通知があったもの

2 随時監査の結果（指摘事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
県産品流通支援課	令和5年度に開催予定のイベントに必要な費用であることを知りながら、令和4年度に県産品販路開拓事業に係る装飾用物品材料購入契約を締結し、納品の事実がないにもかかわらず、契約が適正に履行されたとして、令和5年4月18日に契約金額全額を支出していた。また、発注した物品の納入状況についても、発注者として全く把握しておらず、物品の調達・管理に対するチェック機能が十分に働いていなかったことから、今後はかかることのないよう適正に処理されたい。	本事案は、不適正な行為であることを知りながら、外部の者からの関係法令等を逸脱した予算執行の要求を受け、組織として適切な対応をすることができなかったことが原因である。 これを受け、令和8年6月3日に所属職員に対して研修を実施し、まずは本事案の内容について説明するとともに、同様な事案が発生するおそれのある場合は、まず上司に相談するなど組織として適切な対応を図ること、併せて、公益通報者保護法に基づく公益通報を行うことができることについて周知徹底を図った。 更に、出納管理課長から発出された、令和8年5月29日付け出第130号「会計事務の適正化（見直し）について（通知）」についても研修の場で改めて説明した。

		今後は本通知内容に沿って、事前決裁時に購入する物品の目的の明記、納品場所等の具体的な指定を行う。また、配布、貸出等を目的とした物品に係る検査時には、「消耗品等配布計画書兼実績確認書」を用いて、従来の担当者、担当係長に加え、管理職による確実な納品確認及び使用状況等の管理を徹底し、再発防止に努める。
県産品流通支援課	令和7年1月30日に、県産品流通支援課の被害額として事業者から23万1千円の返還金を受けているが、監査の結果、当該返還金額に誤りがあることが認められたことから、適正な被害額を算出し、速やかに必要な措置をされたい。	本事案は、購入した消耗品の納品状況を把握していなかったため、（一社）岐阜県観光連盟が整理した納品状況及び未納金額をそのまま受け入れ、返還金を算出したことが原因である。 改めて被害額を算出したところ、監査結果のとおり 27 万 7,200 円であったため、令和8年3月11日に、算出した被害額（27 万 7,200 円）から既に返還を受けた 23 万 1 千円を差し引いた 4 万 6,200 円を事業者に請求し、令和8年3月31日、事業者から返還を受けた。 今後は、物品の納品状況の把握は当然のことであるが、会計事務全般において複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努める。